

児童手当などを受給するには
手続きが必要です。
支給要件に該当したときは、
速やかに手続きをしてください。



児童手当

18歳到達後の最初の年度末(高校生年代)までの児童を養育している方に支給します(令和6年10月分より児童手当が拡充されました)。

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・3歳未満
第1・2子 15,000円
第3子以降 30,000円
- ・3歳から18歳まで
(18歳到達の年度の末日)
第1・2子 10,000円
第3子以降 30,000円

支払日

偶数月の10日

※10日が土、日曜・祝日の場合はその直前の金融機関営業日になります。

児童扶養手当

所得制限
あり

次の要件に該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童(一定の障がいがあるときは、20歳未満)を監護している父または母、あるいは養育者に支給します。なお、受給から5年を経過した方で、未就労などの場合に支給額が2分の1に減額されることがあります。

支給要件

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母がDV防止法における保護命令を裁判所から受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻しないで生まれた児童
- ・父および母が不明である児童

手当月額

こどもが1人の場合

- 全部支給 46,690円
- 一部支給 46,680円～11,010円

こども2人目以降の加算額

- 全部支給 11,030円
- 一部支給 11,020円～5,520円

遺児手当

所得制限
あり

次の要件に該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を監護している父または母、あるいは養育者に支給します。

支給要件

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母がDV防止法における保護命令を裁判所から受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻しないで生まれた児童
- ・父または母が引き続き1年以上行方不明である児童

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・県遺児手当 4,350円
(支給期間は5年間。ただし、4年目から2年間は半額)
- ・市遺児手当 2,000円
(支給期間は5年間)

特別児童扶養手当

所得制限
あり

身体または、精神に中度・重度の障がいを持つ20歳未満の児童を監護している父または母、あるいは養育者に支給します。

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・1級 56,800円
- ・2級 37,830円



母子家庭等自立支援事業

母子家庭等自立支援給付金制度

母子家庭の母親または父子家庭の父親の方が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校などの養成機関で修業する場合に支給します。事前相談が必要です。

自立支援教育訓練給付金

母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方で、指定の職業能力開発講座を受講後に支給します。

支給額 講座受講料の6割相当

(上限は400,000円×修業年数(最大4年))

※専門実践教育訓練講座を受講された方は、追加の支給を受けられる場合があります。

高等職業訓練促進給付金等

就職に有利な資格取得(看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士等)のために6カ月以上養成機関で修業する方に支給します。

高等職業訓練促進給付金

支給期間 修業期間の全期間(上限4年)

支給月額

- ・100,000円(市民税非課税世帯)
- ・70,500円(市民税課税世帯)

ただし、最後の12カ月については40,000円増額。

高等職業訓練修了支援給付金

修業期間修了後、一定要件を満たす場合に支給します。

支給額

- ・50,000円(市民税非課税世帯)
- ・25,000円(市民税課税世帯)

母子父子寡婦福祉資金

母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活の安定と児童の福祉増進のため、暮らしに必要な資金の貸付を行っています。

対象

- ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方、その方に扶養されている子または父母のいない20歳未満の児童
- ・かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない方、その方に扶養されている子または父母のいない20歳未満の児童

内容

- ・事業開始資金
- ・住宅資金
- ・結婚資金
- ・事業継続資金
- ・転宅資金
- ・修学資金
- ・技能習得資金
- ・医療介護資金
- ・就学支度資金
- ・就職支度資金
- ・生活資金
- ・修業資金

※福祉資金貸付申請書の提出時期は右表のとおりです。

ひとり親家庭住宅支援資金

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方を対象に、家賃の一部を無利子で貸し付ける制度(償還免除の制度あり)。

対象者

児童扶養手当の支給を受けている方で、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

貸付額 月額上限70,000円(予定)

貸付期間 12カ月

実施機関 愛知県母子寡婦福祉連合会



申請書提出期限	貸付金決定時期	貸付金支払日
6月13日(金)	8月中旬	9月1日(月)
9月12日(金)	11月中旬	12月1日(月)
10月24日(金)	令和8年1月上旬	令和8年1月16日(金)
11月21日(金)	令和8年2月上旬	令和8年2月16日(月)
12月19日(金)	令和8年3月上旬	令和8年3月16日(月)
令和8年1月23日(金)	令和8年4月下旬	令和8年5月上旬
令和8年4月10日(金)	令和8年6月中旬	令和8年7月上旬

子育て支援短期利用事業

保護者が疾病などの理由で児童を一時的に養育できなくなった場合に、その児童を短期間施設などで保護します。

実施施設 あいさんテラス(津島市)、衆善会乳児院(名古屋市)、溢愛館(犬山市)、赤ちゃんの家さくらんぼ(犬山市)、エスペランス桑名(三重県桑名市)

利用期間 7日以内 **手数料** 1日6,300円以内

副食費無償化事業

保育所等における副食費相当額を補助することで保護者の経済的負担軽減を図ります。

対象者 市内に住民登録があり、3～5歳児クラスの対象施設に入所している園児

対象施設 保育所、認定こども園、幼稚園、事業所内保育所、認可外保育所(施設等利用給付認定を受けている場合)

補助内容 保護者が施設に支払う副食費相当額(月額4,800円上限)を補助します。

その他 土曜日保育、預かり保育の別途徴収される給食費は対象となりません。入所する施設により、対象費用を施設が減免する場合と、保護者が支払った後、市が保護者に支給する場合があります。



0歳児子育てサポート 選べる定期便

子育て世帯の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的として、0歳児の家庭に市職員が訪問し、選べる子育て用品のお渡しと、子育てに関する悩みごと相談、情報提供を行います。

対象 市内に住民登録があり、満1歳に達する日までの乳児を養育する保護者

訪問時期 生後2カ月・6カ月・10カ月ごろ

選べる内容 紙おむつ、おしりふき、ミルク、離乳食等から2品選択(乳児1人につき3回まで)

利用申請 出生届出時(転入の場合は転入届出時)に申請書を提出してください。提出時に、子育て用品申込書をお渡しします。

商品申込 窓口またはネットにて、対象月の前月20日までにお申し込みください。

訪問 保育士等の専門職員がお伺いします。子育てに関するお悩みについて、お気軽にご相談ください。



休日保育事業

日曜・祝日の日中、保護者が就労のため、家庭で保育ができないときに保育します。

対象 市内在住で市内保育所等に入所している児童

実施施設 あたごこども園

保育時間 午前8時30分～午後4時30分
(12月29日～1月3日は除く)

利用料 無料

※月～土曜日の中で1日休園が必要となります。

病児・病後児保育事業

児童が病気の時に、保護者がやむをえない理由で、家庭で保育ができない場合にお子さんをお預かりします。

実施施設 神島田こども園病児・病後児保育室

利用日 月～金曜日(休園日を除く)、連続して5日間以内

利用時間 午前8時～午後5時

対象 市内在住の生後6カ月～小学6年生の児童

利用料 1日1,500円

※ご利用には事前登録と診療情報提供書が必要になります。

ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)と、子育ての手伝いをしたい方(提供会員)がお互いに助け合いながら活動する子育て支援の会員組織です。

対象

- ・依頼会員 市内在住・在勤・在学で、0歳児(生後43日以降)～小学校6年生のお子さんを養育している方
- ・妊娠8カ月～産後2カ月(多胎児は生後12カ月)の方(家事支援)
- ・提供会員 20歳以上の健康で子育てに関心をお持ちの方(資格、経験、性別は問いません)

援助内容

- ・保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、習い事などへのお子さんの送迎
- ・保育所等の始業時間前、または終業時間後のお子さんの預かり
- ・病気または、病気の回復期であり、保護者の勤務の都合などにより家庭で育児を行うことが困難なときの預かり
- ・通院、看護、冠婚葬祭、地域活動、授業参観などこどもを連れて行くことができないときの預かり

※預かりは、原則提供会員の自宅で行います。

- ・産前産後の家事、育児等の援助(依頼会員宅で行います)

利用料

依頼会員は、援助活動終了時に右記の金額を提供会員に直接支払います。

- ・こども1人につき1時間あたりの利用料は表のとおりです。

※依頼会員が食事、おやつなどの提供を依頼した場合は、提供会員に実費を支払います。

※たすかるサポートの利用料は市の補助金を差し引いた金額です。

時間		曜日	月～金曜日	土・日曜日 祝日・年末年始 (12/29～1/3)
げんきっこサポート (健康児)	午前7時～午後8時		700円	800円
	午後8時～午前1時		1,200円	
たすかるサポート (病児・病後児)	午前9時～午後5時		700円※	800円※
産前産後の家事支援	午前9時～午後6時		700円	800円

※病児・病後児の利用料は、1時間あたり1,200円の内、平日500円、休日400円の市在住の方への市の補助を差し引いた金額

実施主体

れんこん村のわくわくネットワーク

ファミリー・サポート・センター事業のより詳しい内容は、
14ページで紹介しています。

一時預かり事業

就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などの理由によって緊急・一時的に保育します。

また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために保育を必要とする生後43日以降で未就園の児童を一時的に保育します(双葉幼稚園では満2歳から未就園の児童が対象となります)。

実施施設 共存園保育所、新開こども園、神島田こども園、蛭間保育園、双葉幼稚園

利用期間 1カ月に14日以内

保育時間 午前8時30分～午後4時30分
(土曜日は午前8時30分～午後0時30分)

※蛭間保育園は平日の午前8時～午後4時

※蛭間保育園、双葉幼稚園では土曜日はご利用できません。

手数料 1日1,500円

その他 あたごこども園、つしま幼稚園では一時預かり事業(余裕活用型)を実施しています。詳細については、各施設にお問い合わせください。



～障がいのある方を支える～ 障がい者福祉事業

障がいのある方に対して、次のような制度があります。



障がい者手当



特別障害者手当等

所得制限
あり

対象

重度障がい者(身体・知的・精神)で、常時特別な介護が必要な方

内容

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当(2・5・8・11月に支給)

手当月額

16,100円～36,440円

心身障害者手当

対象

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかをお持ちで、津島市内に住民登録がある方

内容

在宅の障がい者の方に支給(3・9月に支給)

※施設等に入所すると、手当の受給資格を喪失する場合があります。入所された際は、速やかにご相談下さい。

手当月額

- 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1～2級 2,000円
- 身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳3級 1,000円

在宅重度障害者手当

所得制限
あり

対象

- 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定のいずれかをお持ちの方
- 身体障害者手帳3級と療育手帳B判定の両方をお持ちの方

内容

在宅の重度障がいの方に支給(特別障害者手当等の受給者を除く)(4・8・12月に支給)

手当月額

6,750円～15,500円



福祉タクシー料金助成事業・有料道路割引制度



福祉タクシー料金助成事業

対象

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第5項症、被爆者健康手帳のいずれかをお持ちの方

内容

タクシーを利用する場合、利用券1枚につき500円以内を助成します(年24枚)。

利用券は、乗車1回につき2枚まで利用できます。

有料道路割引制度

対象

身体障害者手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの方

内容

障がいのある方が自ら自動車を運転する場合または第1種障がい者が乗車し、介護者が運転する場合に通行料金が割引されます。

福祉課または専用のオンライン申請受付サイトで、事前に申請が必要です。

障がいのある方が地域で自立した生活を送れるよう、
次の事業を実施しています。



障がい福祉サービス

「日中活動」「居住支援」「障がい児通所支援事業」の利用には「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の作成が必要です。「指定特定相談支援事業所」、「指定障害児相談支援事業所」の相談支援専門員が、計画を作成するために居宅訪問や面接等を行い、心身の状況や置かれている環境、サービスの意向等をお聞きしながら、必要なサービスを記載した計画を作成します。

所得制限あり

補装具費支給事業

対象

- 身体障害者手帳をお持ちの方
- 難病患者等の方

内容

身体機能の障がいを補う装具(日常生活を容易にするための器具)の購入・修理・借り受けに要する費用を支給します。

料金等

原則、費用の1割負担

日中活動

【昼間の活動を支援するサービス】

介護給付

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 短期入所(ショートステイ)
- 重度障がい者等包括支援
- 療養介護
- 生活介護

訓練等給付

- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(雇用型・非雇用型)
- 就労定着支援
- 自立生活援助

居住支援

【生活の場におけるサービス】

介護給付

- 施設入所支援

訓練等給付

- 共同生活援助(グループホーム)

障がい児通所支援事業

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

軽度・中等度難聴児支援事業

対象

身体障害者手帳の交付対象とならない
軽度・中等度難聴児(18歳未満)

内容

補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の発達や、学習の困難さの解消を支援します。

料金等

「費用額の基準」を上限に購入額の1/3

地域生活支援事業

- 相談支援事業
- 意思疎通支援事業
- 移動支援事業
- 日中一時支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 日常生活用具給付事業
- 訪問入浴サービス事業
- 自動車改造費・自動車運転免許取得費の助成事業

※介護保険対象者は、介護保険が優先される場合があります。



おでかけタクシー事業

通院や買い物などの日常的な外出を支援するため、
タクシー料金の一部を市が負担する事業です。

高齢の方

障がいのある方

妊産婦の方

令和7年度は料金の4分の3を市が負担!

対象

- 市内に住民票があり、次のいずれかに該当する方
- 75歳以上の方
- 身体障害者手帳1～3級の方
- 療育手帳A判定またはB判定の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方
- 妊婦の方および出産後1年未満の方

申請

あらかじめ登録申請が必要です。
顔写真や本人確認書類など、必要な持ち物は窓口へお尋ねください。
なお、手続きは高齢介護課および健康推進課でもできます。



下表に該当する方が医療機関にかかる場合、医療保険の自己負担額が無料になります。
この制度を利用するには、受給者証の交付を受けるなど申請が必要です。該当する方は、早めに手続きをしてください。生活保護法など、公的制度で医療費の助成をすでに受けている方は、対象になりません。

区分	対象	
	受給資格	所得等制限
子ども医療	出生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	無
障がい者医療	- 身体障害者手帳1～3級、4級の腎臓機能障害または4～6級の進行性筋萎縮症の方 - 療育手帳A・B判定の方 - 自閉症状群と診断された方	無
母子・父子家庭医療	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童(以下「18歳以下の児童」という)を現に扶養する母子家庭の母、父子家庭の父 - 上記の母、父が扶養する18歳以下の児童 - 父母のいない18歳以下の児童	有 児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額
精神障がい者医療	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 自立支援医療(精神通院)の認定を受けた方	無
後期高齢者福祉医療	75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上で次の要件に該当する方 - 障がい者および母子・父子家庭の父母で各福祉医療の受給要件に該当する方 - 戦傷病者手帳をお持ちの方 - 精神障がい者、結核患者で公費負担の受給要件に該当する方 - 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 - ねたきりの方および重度、中度の認知状態にある方 - 自立支援医療(精神通院)の認定を受けた方(償還払※2)	一部有 - 母子・父子家庭の父母の方は児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額 - 戦傷病者の方は障害児福祉手当所得制限基準額 - ねたきりおよび認知症状態の方は市町村民税が非課税(※3)

小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証を交付されている方を対象に、医療機関で支払った自己負担額を、市への申請により助成します。

対象	助成内容	支給申請の手続きに必要なもの
「小児慢性特定疾病医療費医療受給者証」を交付された方(償還払※2)	医療保険の自己負担額 (小児慢性特定疾病に係る自己負担額のほか、それ以外の医療費全般に係る自己負担額)	- 医療保険資格を確認できるもの - 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 - 領収証 - 振込先口座番号等のわかるもの

助成内容	新規の申請手続きに必要なもの
医療保険の自己負担額	• お子さんの医療保険資格を確認できるもの • 申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書
医療保険の自己負担額	• 医療保険資格を確認できるもの • 申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書 • 身体障害者手帳または療育手帳 • 自閉症状群については医師の診断書(3カ月以内有効)
医療保険の自己負担額	• 医療保険資格を確認できるもの • 申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書 • 母子・父子家庭を証する書類(児童扶養手当、遺児手当の各証書等) • マイナンバーのわかるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※1)
医療保険の自己負担額	
指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)	• 医療保険資格を確認できるもの • 申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書 • 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の写し
医療保険の自己負担額 ただし、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方は、指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)	• 医療保険資格を確認できるもの • 申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書 • 障がい者の方は障がい者医療と同様 • 母子・父子家庭の方は母子・父子家庭医療と同様 • 精神障がい者の方は精神障がい者医療と同様 • ねたきりおよび認知症状態の方は介護保険被保険者証、ねたきり・認知症状態のわかるもの(医師からの診断書等)、マイナンバーのわかるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※4)、後期高齢者福祉医療(ねたきり・認知症)所得制限に関する申出書

- ※1 マイナンバーのわかるものまたは市町村民税課税証明書が必要な方
- 令和7年10月までに申請する方で、令和6年1月2日以降に他市町村から転入された方
 - 令和7年11月以降に申請する方で、令和7年1月2日以降に他市町村から転入された方
- ※2 償還払…医療機関で自己負担額を支払った後、市への申請により後日医療費の支給を受ける方法
- ※3 世帯(同一住所も含む)と生計維持者
- ※4 マイナンバーのわかるものまたは市町村民税課税証明書が必要な方
- 令和7年7月までに申請する方で、令和6年1月2日以降に他市町村から転入された方
 - 令和7年8月以降に申請する方で、令和7年1月2日以降に他市町村から転入された方

未熟児養育医療費助成制度

出生時体重2,000g以下等の未熟児で、指定病院の医師が入院養育を必要と認めた医療費を市が負担する制度です。乳児が入院中に申請をする必要があります。